

【別添】

令和7年度とっとり花回廊水上花壇散策デッキ改修業務仕様書

1 業務名称

令和7年度とっとり花回廊水上花壇散策デッキ改修業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取県立とっとり花回廊（西伯郡南部町鶴田110）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務概要

とっとり花回廊水上花壇の散策デッキについて、経年劣化による腐食、破損が生じているため補修を行うもの。また、既存の木製デッキでは雨水や池の水による腐食が避けられないため、既存木製デッキを撤去し、人工木デッキへ改修することで長寿命化を図り、長期的に美観を保つこと。

5 業務内容

（1）整備対象

（図1）配置図、（図2）詳細図面を参照。

整備対象	数量	単位	主な内容
水上花壇散策デッキ 【一般部】48か所 1.5m×1.5m 【自立部】40か所 1.5m×1.5m×73cm 【コーナー部】4か所 3.5m×3.5m	1	式	1 既存木製デッキ 撤去 （ステンレス部は再利用可） 2 人工木デッキ 設置 3 段差調整 4 撤去物 処分

（2）人工木材の選定

デッキに使用する人工木材は、樹脂またはアルミを主原材料とし、耐水性、耐候性に優れ、長期において腐食や劣化、変色が少ないものを選定すること。

＜参考＞ 三協アルミ ヴィラウッド
リクシル 樹ら楽ステージ
株式会社エコマ ガイナウッド、エコマウッド

（3）協議打合せ

ア 受注者は、施設担当者とは、業務着手時1回、成果物納入時1回の計2回協議を実施するものとし、別途協議等の必要がある場合は、その都度協議するものとする。

イ 受注者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合又は受注者の出席が必要な場合は、誠意をもってこれに当たるものとする。

（4）必要書類の提出

ア 受注者は、契約締結後速やかに、全体工程表、緊急時の連絡網等の必要な書類を提出すること。

イ 発注者との協議打合せにおいて、その内容を記した記録簿を2部作成・提出し、双方が各1部保管すること。

（5）現地の立ち入り

受注者は、業務の実施に際し、現地に立ち入る場合は、事前に発注者及び施設担当職員に連絡するものとする。

6 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から5日以内又は令和8年3月20日のいずれか早い日までに検査を受けること。また、同時に施工写真（施工前後の状況

が分かるもの)を1部提出すること。

7 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

(完成図書)

- ・作業写真(作業着手前、作業中、作業完了後)

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 施工に必要な資格

受注者は、造園工事又は建築一般又はとび一般のいずれかに関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

(2) 諸法令に定める所定の手続き等

受注者は、諸法令に定める所定の手続を適正に行うこと。

(3) 作業日の指定

作業詳細の日程は施設担当職員と調整を行って決定すること。

(4) 機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

(5) 既設品の処分等

整備の対象となる既設材及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(6) 既存部分損傷等対応

運送、搬入、各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当職員に報告し、既成にならない補修すること。

(7) 不具合対応

発注者が実施する検査を終了した後1年間は、受注者の責任と認められる不良箇所が発生したものについては、受注者の負担で対応すること。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当職員と十分調整を図ること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

(3) 成果品に係る著作権は発注者に帰属すること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。